## 社会福祉法人精華町社会福祉協議会ボランティアセンター設置運営規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、住民の理解と参加のもとに、小地域ネットワークづくりをはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり実現に向け、住民の連帯意識の高揚とボランティア活動・住民活動の自主的・協働的な推進を目的として設置する。

(名称)

第2条 このボランティアセンターは、精華町ボランティアセンター(以下「センター」という。)とし、事務所を本会事務局に置く。

(事業)

- 第3条 センターは、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) ボランティア活動に関する啓発及び開発
  - (2) ボランティア活動に関する養成及び研修
  - (3) ボランティア活動の登録及び調整
  - (4) ボランティア活動に関する相談、援助及び指導
  - (5) ボランティア活動における相互の交流
  - (6) ボランティア活動の調査・研究及び情報提供
  - (7) ボランティア活動と住民活動のネットワーク形成
  - (8) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

- 第4条 センターに委員をもって構成する運営委員会をおく。
- 2 運営委員会の委員の定数は10名以内とし、次に掲げる個人、組織、団 体等で構成し、本会会長が委嘱する。
- (1) 登録ボランティア及びグループ
- (2) 当事者団体
- (3) 関係行政機関
- (4)福祉教育関係者
- (5) ボランティア活動に関して知識経験のある者
- (6) その他、センターの趣旨に賛同する個人及び団体

(運営委員会委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じたときの 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を総括し、副委員長は委員長に事故あるときその職務を代行する。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員長が必要に応じ召集する。
- 2 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければその会議を開き、議 決することができない。

(登録)

- 第8条 ボランティア活動を行う個人及び団体は、センターに登録するものと する。
- 2 前項の登録は、ボランティア登録申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)及びボランティアグループ登録申請書(第2号様式)により行うものとする。
- 3 ボランティアグループ登録の可否については、運営委員会で協議し委員長 が決定する。ただし、協議細則については別途定めるものとする。

(登録更新)

第9条 ボランティア活動を行う個人は、1年ごとに申請書を提出することにより、登録更新を行うものとする。

(登録の取り消し)

第10条 ボランティア登録をした者及びグループが登録を取り消そうとする ときは、事務局まで連絡するものとする。

(台帳)

- 第11条 センターに次の台帳を整備する。
  - (1) ボランティア登録台帳
  - (2) ボランティア保険加入台帳
  - (3) ボランティア備品台帳

(事務局)

第12条 センターの運営に関する事務は、本会ボランティアコーディネーターが担当する。

(会計)

第13条 センターの運営に関する経費は、本会が負担する。

附則

この規則は、平成14年4月1日から実施する。